

目黒区災害廃棄物処理計画
素案（概要版）

令和〇年〇月

目黒区

1 総則

1.1 目黒区災害廃棄物処理計画の目的

大規模災害が発生した場合、目黒区（以下「区」という。）においても、平常時と性状の異なる膨大な量の災害廃棄物が発生することが想定される。区民の安全・安心の確保や速やかな災害復旧に向けて災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために「目黒区災害廃棄物処理計画」（以下「計画」という。）を策定する。

1.2 目指す姿

区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止しながら、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、早期の復旧、復興を図る。

1.3 災害廃棄物処理の基本方針

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 安全の確保 | (5) 経済性を配慮した処理 |
| (2) 計画的な対応・処理 | (6) リサイクルの推進 |
| (3) 衛生的な処理 | (7) わかりやすい排出・分別の周知 |
| (4) 環境に配慮した処理 | (8) 共同処理及び関係機関との連携 |

1.4 計画の位置付け

「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を踏まえ、「目黒区地域防災計画」等との整合を図り、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」における廃棄物の処理に関する事項を補足するものである。

2 基本的事項の整理

2.1 対象とする災害の規模・種類

(1) 地震災害

被害想定は、目黒区において被害が最も大きく見込まれる条件下のものとする。

想定される地震の条件

想定地震	東京湾北部地震 M7.3		
想定時期及び時刻	冬の朝5時	冬の12時	冬の18時
想定風速	8m/秒	8m/秒	8m/秒

(2) 風水害・土砂災害

想定される風水害及び土砂災害は、「城南地区河川流域浸水予測区域図」及び「土砂災害ハザードマップ」に基づくものとなるが、対象は目黒区全域とし、その対策は震災対策に準ずるものとする。

(3) 火山災害

想定される火山噴火による災害は、「富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告」によるものとし、その対策は震災対策に準ずるものとする。

2. 2 対象とする災害廃棄物の種類

対象とする廃棄物は、地震等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及びし尿）とし、以下「災害廃棄物」という。通常に排出されるごみは含まない。

対象とする廃棄物

地震等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）		
道路啓開や倒壊家屋の撤去・解体等に伴い排出されるがれき		
被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及びし尿）		
生活ごみ	片付けごみ	被災地域の各家庭から排出される粗大ごみ等
	避難所ごみ	避難所等から排出されるごみ
し尿		仮設トイレや恒常的にし尿収集の対象となっている住戸のトイレ等、バキュームカーで収集するもの

2. 3 処理主体

(1) 区の役割

区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬及び仮置場の運営等を行う。

(2) 特別区の役割

初動期に「特別区災害廃棄物処理初動本部」を設置し、情報を収集。必要に応じて「特別区災害廃棄物処理対策本部」を設置し、特別区全体での処理の円滑化を図るため、各区で発生した災害廃棄物を共同処理する二次仮置場、仮設処理施設及び資源化物一時保管場所を設置

(3) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行う。

(4) 東京二十三区清掃協議会の役割

災害廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務を行う。

(5) 東京都の役割

区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

(6) 区民の役割

自らの生命と安全な生活の確保。区と連携し廃棄物の分別排出の徹底

(7) 事業者の役割

排出される廃棄物の処理。行政との連携・協力

2.4 タイムライン

処理期間を3年と設定した場合の発災後の時期区分（初動期、応急・復旧期）は以下のとおりである。なお、実際の処理期間は、災害の規模や種類によって異なる。

項目	初動期		応急・復旧期		
	(3日)	(1か月)	(3か月～3年)		
組織体制の整備	職員の安否確認				
	災対環境清掃部 設置・運営				
	特別区災害廃棄物処理初動本部の設置・運営		特別区災害廃棄物処理対策本部の設置・運営		
実行計画の策定	災害廃棄物発生量の算定	実行計画の策定	必要に応じて随時見直し		
道路啓開	障害物の除去	応急集積場所・一次仮置場への運搬			
仮置場の設置・運営	仮置場の選定・確保	臨時集積所・応急集積場所・一次仮置場の設置・運営			原状回復
			二次仮置場の設置・運営（特別区）		
			環境モニタリングの実施		
倒壊家屋の解体・撤去	被災状況の集約		解体申請窓口の設置		
		緊急性の高いもの（通行障害等）	解体・撤去の実施		
			環境モニタリングの実施		
災害廃棄物の処理	し尿	体制確保	収集・運搬・処理		
	生活ごみ（避難所ごみ）	体制確保・区民への広報	収集・運搬		
			中間処理・最終処分、必要に応じて広域処理		
	災害がれき	体制確保	災害がれき 収集・運搬		
			中間処理・最終処分、必要に応じて広域処理		

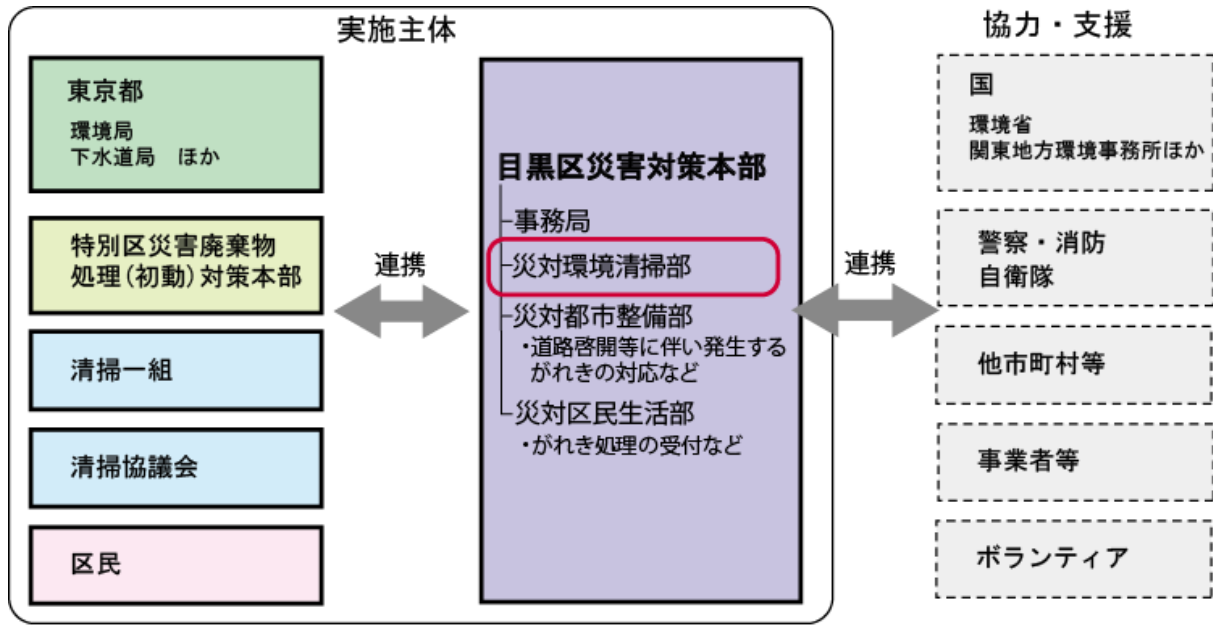
3 平常時（発災前）の対応

3.1 目黒区災害対策本部の体制

災害時には、「目黒区災害対策本部」が設置される。災害廃棄物処理は、災害対策本部により設置された災対環境清掃部が、災対関係部と連携して実施する。

3.2 共同処理体制の整備

他の実施主体との協力・連携体制を構築。状況により、国（環境省等）、警察、消防、自衛隊、他市町村等とも連携



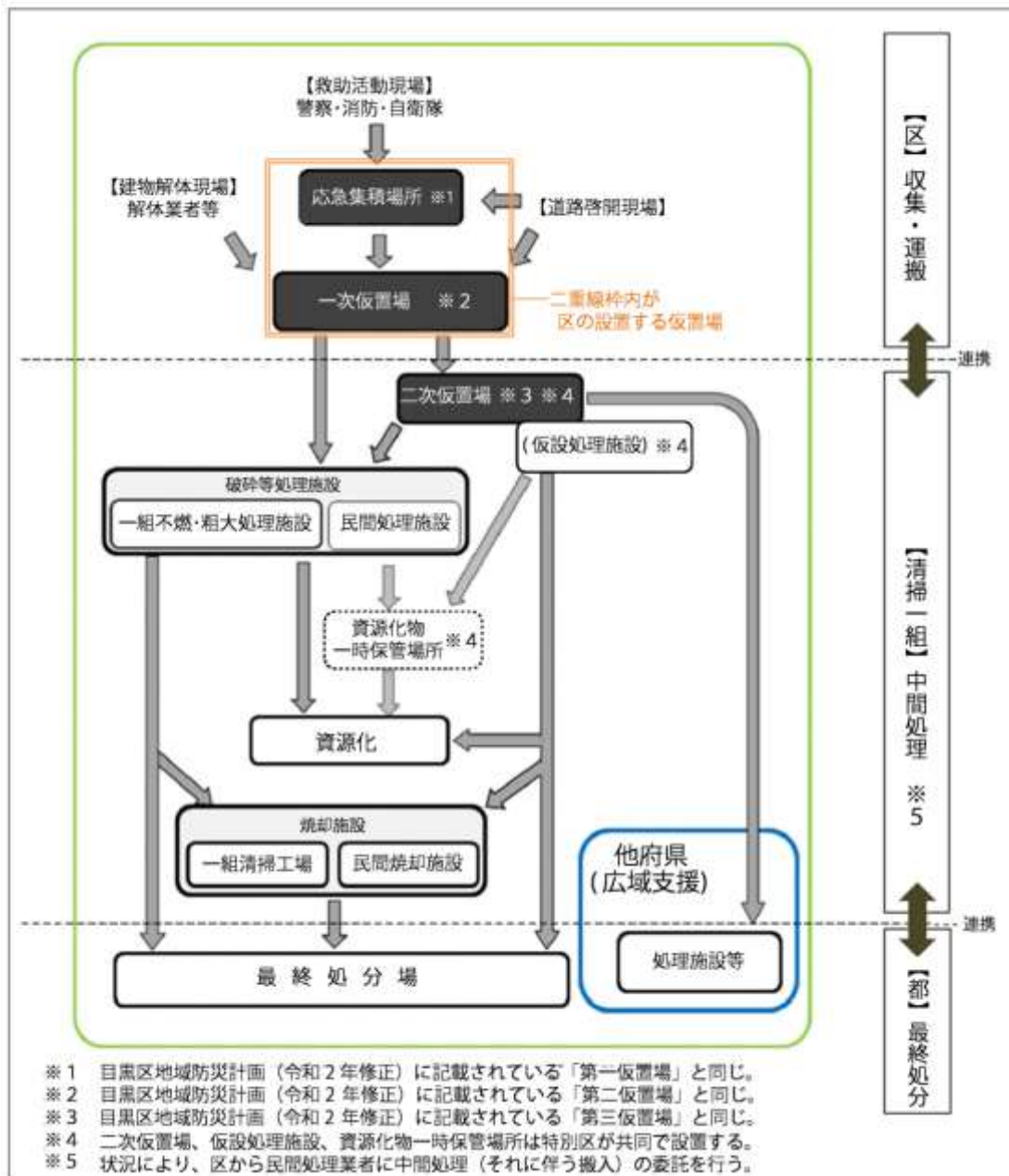
3. 3 災害廃棄物の処理対策

(1) 災害がれきの処理対策

災害がれき発生量推計（東京湾北部地震、冬の18時）

区分		重量
災害がれき発生量	木くず	71,792 t
	その他（可燃）	18,585 t
	金属くず	52,012 t
	コンクリートがら	811,976 t
	その他（不燃）	198,387 t
	合計	1,152,753 t

災害がれきは、区が主体となって処理する。広域処理が必要な場合は、特別区から発生する災害がれきとして、清掃一組と特別区が一体となって対応する。



(2) 生活ごみ（片付けごみ・避難所ごみ）の処理対策

発災直後から迅速に対応するため、平常時から緊急通行車両の届済証を準備し、臨時集積所の検討、雇上車両の配車訓練を行う。

生活ごみ(片付けごみ・避難所ごみ)発生量推計

ごみの種類	値
片付けごみ	64,538 t /年
避難所ごみ	30,352 kg/日
帰宅困難者からのごみ	38,712 kg/日

(3) し尿の処理対策

平常時から、各避難所への簡易型トイレの導入の促進・啓発、災害用トイレの設置訓練の実施、災害時の収集運搬体制の整備等の取組を行う。

し尿発生量推計

項目	値
上水道支障率	40.1 %
避難生活者数	61,318 人
仮設トイレ必要人数	105,457 人
仮設トイレ必要基数	1,406 基

し尿等の処理フロー



3.4 仮置場候補地の選定

仮置場候補地として活用可能な場所の調査、協議を行い、利用の可否を判断する。候補地選定は、区有地の公園や運動広場等を基本に行う。

必要面積の確保が困難な場合、公有地、民有地、国有地を借地する場合も想定されるため、賃借契約や返還等の規定について検討する。

仮置場の検討フロー（例）



仮置場の種類と機能の概要

仮置場の分類	使用目的
応急集積場所	緊急道路障害物除去により収集したがれきを処理体制が整うまで仮置きするために設置する。障害物除去終了後は建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。
一次仮置場	臨時集積所、応急集積場所から区が回収したがれきや生活ごみを集積し、選別処理を行うための大規模な仮置場として設置する。処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用する。

二次仮置場	一次仮置場のがれきを集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。また、仮設処理施設として、廃木材・コンクリートがらを可能な限り再利用するため、簡易粉碎機等を導入し、廃木材、コンクリートがらを可能な限り減容する。
-------	--

仮置場の必要面積

区分	災害がれき発生量 (t)	災害がれき発生量 (m ³)	仮置場必要面積 (m ²)
東京湾北部地震	1, 152, 753	942, 165	376, 865

3. 5 区民への広報

災害時における廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、平常時において災害廃棄物の分別の重要性やその方法、仮置場の設置の考え方等について、区報やホームページ、暮らしのガイド等において啓発・周知を行う。

4 初動期（発災～発災後約1か月）

4. 1 情報収集・連絡、記録

災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量等について優先順位をつけて情報収集し、都をはじめとした関係機関へ連絡する。

また、災害対応の検証や国庫補助金の申請の基礎資料として、被災状況、対応状況等の内容や写真等の記録を行う。

4. 2 関係機関との連絡体制の整備・連携

人材や資機材が不足し、区だけでは十分な体制が構築できない場合、特別区、清掃一組、清掃協議会、東京都との協力・連携体制を整える。

また、事業者、協定締結先団体との協定を活用し、人材や資機材の支援要請を行う。

4. 3 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、被災家屋調査、道路障害物等の結果や、災害廃棄物の発生量を推定し、「一次仮置場」の設置状況、要処理量、処理可能量、処理方針等を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

4. 4 処理の基本原則

- (1) 災害がれきの処理対策

災害がれきは、区が主体となって処理推進体制を整備する。処理の際は、被害状況に基づいて災害がれきの発生量を推計する。

(2) 生活ごみ（片付けごみ・避難所ごみ）の処理対策

生活ごみの処理は、平常通りの処理を基本とする。道路やごみ集積所の被災状況、避難所開設状況、帰宅困難者数等の情報を収集し、適切にごみ収集ルート等の検討、必要収集量の推計を行う。

(3) し尿の処理対策

し尿処理は、平常時の処理を基本とする。被災状況をもとにし尿収集必要量を推計し、適切な運搬計画を策定する。

なお、被災が広範囲に及ぶときは、仮設トイレのし尿を収集・運搬するバキュームカーを特別区、清掃一組と調整し確保する。

(4) 区民への広報

臨時集積所の開設場所や排出ルールを周知する。災害廃棄物の分別は重要であるため、区は、発災後直ちに必要な広報活動を実施する。

4. 5 仮置場の設置・運営

(1) 必要面積の推計

把握した被害状況に基づき、仮置場の必要面積を算定し、調査等に基づく候補地から、災害対策本部等と調整の上、応急集積場所、一次仮置場を設置する。

復旧状況等によりごみの分別が進んだ場合や、特別区へ二次仮置場の申請を行う場合には下表に示す、がれき単位容積重量を用いる。

がれき単位容積重量

(単位：t/m³)

可燃物	畳	木くず	不燃物	金属くず	コンクリート がら	分別困難 な混合物
0.3	0.31	0.55	1.0	1.13	1.48	0.26

(2) 仮置場の設置

災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に仮置場を設置する。平常時から選定した候補地より仮置場を決定し設置する。

(3) 仮置場の運営

一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別・回収が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながる。そのため、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止し、適切に管理する。

(4) 生活環境の保全

地域住民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努めるとともに、必要に応じて大気、騒音・振動等の環境モニタリングを行う。そのうえで、悪臭及び害虫の発生防止、粉じん飛散防止等の対策を事業者に委託して実施する。

(5) 作業の安全性の確保

災害廃棄物を高く積み上げた場合、廃棄物から発生するメタンガスの蓄熱で引火し、火災の発生が予想されるため、ガス抜き管等により火災を未然に防止する。

(6) 有害物質及び危険物

有害物等の漏洩がある場合は、事業者に応急処置を行うよう指示し、適正処理の完了報告を受ける。なお、事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者の意思を確認したうえで区が有害物等の処理を行う。

5 応急・復旧期（発災後約1ヵ月～3年）

5.1 被災状況の集約、災害廃棄物量等の見直し

初動期から継続して情報を集約し、災害廃棄物の発生量の見直し、仮置場の必要面積の再算出等を行う。必要に応じて、仮設処理施設の設置や自区域外での広域処理の調整を急ぐ。

5.2 災害廃棄物処理実行計画の見直し

処理の進行に応じて、がれきの発生量や仮設処理施設での処理見込み量等の見直しが行われた場合には、実行計画の更新を行う。

5.3 仮置場の運営、原状回復

仮置場の使用は短期～中期の使用が想定されることから、引き続き分別の徹底や環境モニタリングにより、衛生面・安全面に留意する。

返却時は、土壌分析を行うなど仮置場の原状回復に努める。

5.4 その他の対応事項

(1) 倒壊した建物

倒壊した建物の解体・撤去は、原則として所有者が行うが、個人住宅に限り、特例措置を国が講じた場合、区民からの申請を受け付け、解体業者等との契約を区（災対都市整備部）が行い、処理についての指導等を行う（公費解体）。

(2) 貴重品・思い出の品

遺失物法等の関連法令での手続きや対応に基づき処理する。

(3) 国庫補助金

災害時には、災害の規模により国庫補助金が適用される。区は災害報告書を作成し、都を通じて補助金申請手続きを行う。